

事務連絡
令和3年6月22日

指定居宅介護支援事業者
指定介護予防支援事業者
指定小規模多機能型居宅介護事業者



各位

糸満市介護長寿課長

令和3年度介護報酬改定に伴う居宅サービス計画書等の同意に関する署名・押印に係る取扱について（周知）

平素は、糸満市の介護保険行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

見出しの件につきまして、別紙のとおり糸満市の取扱いについて整理しましたのでお知らせ致します。

糸満市福祉部介護長寿課
管理係
電話：098-840-8133
FAX：098-840-8152
E-mail：kanri.k@city.itoman.lg.jp

(別紙)

□令和 3 年度介護報酬改定に伴う居宅サービス計画書等の同意に関する署名・押印に係る取扱について

厚生省令第 38 号指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 10 項に「介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区別した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。」と規定されています。

上記の内容から、従来通り利用者からの同意を得る必要があります。

文書により同意を得る場合について

○居宅サービス計画書 (第 1 表)

署名欄を設け利用者から同意を得てください (押印は不要)。

※本人が字を書けないなどの理由から署名が困難な場合は代筆が可能です。その場合は代筆者の氏名、続柄、関係性を併せて記載してください (押印は不要)。

○サービス利用表 (第 6 表)

サービス利用表から利用者確認欄が削除されていますが、居宅サービス計画書記載要領に、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用表 (控) に、利用者の確認を受ける。」と記述されています。そのため、サービス利用表においても従来通り、利用者確認 (押印、署名どちらでも構わない) を得てください。

電磁的方法により同意を得る場合について

※電磁的方法については、事前に利用者等の承諾を得てください。

介護保険最新情報 Vol.934 の 10 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (別紙 10) 雑則を参考にしてください。

※同意の記録を居宅介護支援経過 (第 5 表) に記載してください。

— 参考 —

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令 (概要) について (厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課)

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/index_00001.html